

令和4年5月25日招集

令和4年 第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第5回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第5回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年5月25日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功	4番 東 海 林 光 輝
6番 寒 河 江 一 浩	7番 庄 子 裕 絵	8番 高 岡 貞 雄
9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春
12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第8号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明に伴う許可について
- 第 5 報第9号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 6 報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 7 議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第27号 農用地利用集積計画について
- 第11 議第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第12 議第29号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第13 農地あっせん委員会の報告
- 第14 農地転用委員会の報告
- 第15 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松 岡 義 朗	主 任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、1番 大江正好委員、5番 高岡茂雄委員、遅刻の届け出があった委員、まだ見えていない委員は、おりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

16番小野博委員、17番岡田和敏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第8号農地法第3条第1項目的の買受適格証明に伴う許可についてから、日程第12、議第29号農業委員会事務の実施状況等の公表についてまでの、3報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和4年、第5回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

報第8号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明に伴う許可について

令和4年4月25日付けで交付した農地法第3条第1項目的の買受適格に伴い、交付を受けた者が競売に落札し、農地法第3条第1項に規定による許可申請書を提出したので、これに対し別紙の通り許可したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項目的の買受適格証明に伴う許可（報告）であります。

許可番号：指令東農委第 42 号、許可年月日：令和 4 年 5 月 2 日

土地の所在：大字野川字向原●●●●、地目 登記簿：畑 現況：畑 地積：6,966 m²

譲受人住所氏名：東根市神町営団南通り●●●●、●●●●。経営面積：214a、事由：経営規模拡大。所有者住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。落札決定日：令和 4 年 4 月 28 日、山形地方裁判所売却場であります。3 頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は 3 件です。

報第 9 号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 4 番、申請者住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●。

転用しようとする土地の表示、

土地の所在：大字若木字若木●●●●、地目：畑、面積：362 m²の内 61.51 m²

土地の所有者：●●●●、転用の理由：農業関係冷蔵庫を設置する。所要面積：61.51 m²以下、受付番号 5 番、6 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、4 件であります。

報第 10 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。6 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 41 番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,100 m²。賃貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●

賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4、株式会社 H I G U M A ファーム 代表取締役 熊沢儀行。解約後の利用：第三者に賃貸借であります。

以下、受付番号 42 番から 44 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、6 件です。

議第 24 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。8 頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号43番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：600 m²。譲渡人住所氏名：東根市中央三丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：6 a。譲受人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：84 a であります。

以下、受付番号44番、45番の2申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号46番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：5,860 m²。貸人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：243 a。借人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：40 a であります。

以下、受付番号47番、48番の2申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号3番 土地の所在：大字蟹沢字下縄目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：776 m²。申請人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、職業：農業。転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、駐輪場、ゴミ置場、物置、宅配ボックス、プロパン庫、通路 他で所要面積計が884 m²。備考として、5条同時申請であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号 14 番 土地の所在：中央三丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：556 m² 他 1 筆。譲渡人住所氏名：東根市中央三丁目●●●●● ●●●●● 職業：無職。譲受人住所氏名：新庄市常葉町 2 番 36 号 新山形ホームテック株式会社 代表取締役 矢口雅彦。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲 所要面積計 957.84 m²。

備考として、所有権移転、併用地有があります。

以下、受付番号 15 番から 14 ページの受付番号 19 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。16 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、21 計画です。

議第 27 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 21 番 土地の所在：本丸北二丁目●●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：727 m²。売人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●● ●●●●●。

買人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●● ●●●●●、利用目的：畑として利用、移転時期：令和4年5月25日。対価、総額：350,000 円、支払い方法：現金。支払期限：令和4年6月16日、引き渡し時期：令和4年6月17日。買人の耕作面積は184 a であります。

以下、受付番号 22 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 178 番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,100 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●● ●●●●●

借人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●● ●●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和4年5月25日、終期：令和14年5月24日。賃借料：10 a あたり 10,000 円、10 年新規。借人の耕作面積は1,285 a であります。

以下、受付番号 179 番から 20 ページの受付番号 194 番までの 16 申請については、記載

のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 195 番 土地の所在：大字東根元東根字宮崎裏●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,061 m²。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。

借人住所氏名：山形市大字中野目●●●● ●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 4 年 5 月 25 日、終期：令和 24 年 5 月 24 日。賃借料：無償、20 年新規、借人の耕作面積は 1,643 a であります。

以下、受付番号 196 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 18 計画であります。

議第 28 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。23 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 23 番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,641 m²。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。

借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 4 年 5 月 25 日、終期：令和 14 年 11 月 30 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円。

以下、受付番号 24 番から 25 頁の受付番号 39 番までの 16 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定機構です。

受付番号 40 番 土地の所在：大字長瀬字西方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：815 m² 他 1 筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。

借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。種類：使用貸借権設定機構、始期：令和 4 年 5 月 25 日、終期：令和 14 年 11 月 30 日。賃借料：無償。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。27 頁をお開き下さい。

議第 29 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

別紙、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、平成 28 年 3 月 4 日付け、27 経営第 2933 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、本会において決定するものであります。

内容は、記載のとおりでありますので、詳細説明は省略させていただきます。

以上で、報告案件 3 件と、議案 6 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 13、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
9 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 5 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 5 件、賃貸借権設定の許可申請 3 件、合計 6 件 の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 5 月 17 日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 43 番、44 番及び 45 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 46 番及び 47 番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号 48 番の申請事由は新規就農となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である渡辺春佳氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第三条申請について許可する事と致しました。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 14、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2 番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2 番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2 番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 5 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 6 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 5 月 17 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 3 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ)」に該当

なお、隣接する農地につきまして、同一事業として農地法第 5 条申請も出されております。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 14 番及び 15 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 14 番は宅地分譲、受付番号 15 番は駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 16 番及び 17 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、受付番号 16 番は農家住宅を、受付番号 17 番は一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号 18 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号 19 番については、農振農用地内にある農地で、農業用施設を整備するものであります。

農地区分(農用地区域内農地)「第 2 の 1 の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地区域内農地)「第 2 の 1 の(1)のアの(イ) b」に該当

なお、受付番号 19 番については、すでに施設が建っている事による追認案件であり、申請人より顛末書も出されております。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 15、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 27 号、農用地利用集積計画について、10 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7番 庄子裕絵委員】

7番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第24号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第26号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第27号については、水田、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第28号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第29号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4番 東海林光輝委員】

4番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第24号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第27号については、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第29号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【2番 本田勝彦委員】

2 番本田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 24 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 25 号および 26 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 27 号については、水田、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 8 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明に伴う許可について、報第 9 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 10 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第 24 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 25 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 24 号から議第 26 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 24 号から議第 26 号については、許可すること及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第27号、農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第27号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 27 号については決定することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 27 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第28号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、議第29号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、以上 2 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 28 号及び議第 29 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 28 号及び議第 29 号について、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 5 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員